

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町石丸 (石丸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は13.38haあり、耕作の継続について、定期的に確認する必要がある。
- ・集落営農組織の石丸農業生産組合は、平均年齢が70歳であり、高齢化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
 - ・生産調整を集落全体のブロックローテーションで取組んできており、これからも地域の中心となる経営体である石丸農業生産組合、常澤穀、農事組合法人みのり会が中心となって取組を維持していく。
- 中心となる経営体以外の農業者は、水稻以外の作物については、ブロックローテーションに協力することで、集落全体での生産を継続し生産性の向上に協力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
10年前にパイプライン、暗渠排水を整備
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③直進アシスト機能付きの田植機を使用している(生産組合)
- ⑦耕作者・地主が協力し、用水路や排水路の泥上げ作業を実施している
- ⑧地域内で空いている農作業小屋を格納庫として借りている(生産組合)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町野中 (野中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手(集落営農組織)への集積率は95%に近く、農地の集積は進んでいる。
規模縮小の予定はなく、地域の農地を安定して経営していけるといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
地域の農地については他集落の者以外は、全員が野中水稻生産組合の構成員となり、集落営農を行うことで集落の農地を効率よく活用してきた。
今後も野中水稻生産組合が地域の中心となる経営体となって生産を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成2年に完了した圃場整備事業(一般)により農用地の大区画化は完了している。 また、令和3年より、経営体育成基盤整備事業着工。暗渠排水及びパイプラインの整備を行っている。(令和8年完了予定)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 機械(トラクター、田植機)のスマート化を実施している
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する
- ⑨ 飼料用米を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給している

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町油屋 (油屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積率は100%であり、農地の集積は完了している。
規模縮小の予定はなく、地域の農地を安定して経営していけるといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
生産調整は集落全体のブロックローテーションで取組んできており、これからも地域の中心となる経営体である農事組合法人油屋水稻生産組合が中心となって取組を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積・集団化は十分に行われており、現状を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成27年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町楽円 (楽円・請地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は10haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成27年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町川崎 (川崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上の農業者の耕作面積が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積より多く、現状では担い手は十分に確保されているとはいえず、将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の中心経営体である認定農業法人1経営体、認定農業者1名が農地利用を担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成27年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業を積極的に導入し、作業の効率化を図る
 ⑦多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町池見 (池見)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の農業者が営農する後継者未定の耕作面積(2.6ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(3.3ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

生産調整は集落全体のブロックローテーションで取組んでおり、今後も地域の中心経営体である有限会社さんさん池見を中心に取組んでいく。中心経営体以外の農業者について、水稻以外の作物は原則ブロックローテーションに協力し、生産性の向上に努め、水稻は自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。

水稻の生産では、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。また育苗は、さんさん池見の水稻育苗ハウスで実施する。育苗終了後のハウスを有効活用するため園芸品目を導入し、複合化を目指す。

中心経営体以外の農業者が、農業を継続していくことが困難となった場合は、周辺農地の最適な経営体に集積していく。

また、農地を提供した者は、提供した農地が適正管理されているか確認し、地域の農業を集落全体で支えていく仕組みづくりに寄与する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成17年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が営農しており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を有効に活用するためスマート農業を積極的に導入する。
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町竹松 (竹松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の水田の大部分は中心となる経営体である竹穂会と農事組合法人みのり会に集積されており、今後もこの体制を維持していく。竹穂会では飼料用米の生産を行っており、今後も継続して生産を行う。中心となる経営体以外の農業者は、今後も自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
令和8年度までに集落営農組織の法人化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町西今市 (西今市)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地の大半を個々の農家が経営している。70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(1.8ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(3.1ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産では、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。生産調整を加工用米の作付で行っており、今後も作付を継続し、農地を有効に活用していく。当初、水田の耕作者は地域内に26件存在したが、離農と集積が進み現在は11の経営体で農業を行っている。当面はこのうち、農地を新たに引き受けする意思のある10名が中心経営体となって、地域の農地を維持していく。また、適時、本計画の見直しを行い最適な経営体に農地が集積されるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域住民で西今市自然と環境を守る会を組織し、多面的機能支払制度を活用した、農地の維持管理活動を継続する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町藤沢 (藤沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の水田の大部分は中心となる経営体である藤沢集落営農組合に集積されており、集落全体のローテーションにより水稻の生産と大麦＋大豆による生産調整を行っている。藤沢集落営農組合の組合員が高齢化し平均70歳となり、人手不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
中心となる経営体以外の農業者は、今後も自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。農業の継続が困難となった場合には、本計画の見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていくこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。将来に向けて、農地中間管理機構を活用することを検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和4～8年度において経営体育成基盤整備事業を活用して排水路更新、暗渠排水の整備を実施している。 令和5, 6年度で客土を行っている。 湛水防除事業を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②JAの指導の下、減農薬に取組んでいる。

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する。

⑧藤沢集落営農組合で格納庫を所有している。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町玉江 (玉江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地の大半を個々の農家が経営している。70才以上の農業者で、後継者が未定の農業者が経営する農地は地域の農地の1割であり、今後も現状を維持して農業を進めていくかどうかを検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産について、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
生産調整は加工用米格付けを継続していくことで、農地を有効に活用していく。
担い手は、地域内には見当たらないため区域外の法人を設定し、中心経営体以外の農業者は、今後も農業を継続していく。また、農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積集積していくものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に担い手がおらず、地域外の担い手が農業を行うことで経営体が確保されている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域住民で玉江区農地保全協議会を組織し、多面的機能支払制度を活用した、農地の維持管理活動を継続する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町平山 (平山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地はない。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は5.2haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(5.1ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(0ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町町池上地区 (池上・美保・城ヶ原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は9.2haあり、そのうち後継者未定の農業者の耕作面積が5.1haとなっている。そのため、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。

・一方で、今後農業を担う者が引き受ける意向のある面積が20haあるため、現状では担い手は十分確保できていると言える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。

・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

土地改良事業により、農用地の区画化はある程度完了しているといえる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払制度を活用し、法面の補修や草刈りは地域住民が協力して実施する。

⑨当地域には酪農や肥育に携わる農業者も多いため、飼料としての稲わらの利用やたい肥等の農地への還元や、耕畜連携の取組を通し、農産物の収量向上や、経費削減により収益性の向上を図ることで、地域農業の維持発展を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町加戸 (加戸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は2.5haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は31.0haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(9.0ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(12.4ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町水居 (水居)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地や、70歳以上の農業者が耕作する農地はなく、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。□
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の農地の多くを1つの経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町嵩 (嵩)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地はない。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は7.5haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(6.7ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(3.5ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町横越 (横越)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1.1haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は2.9haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(2.9ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(30.2ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町下野 (下野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は3.9haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は13.5haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(8.3ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(16.6ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となっていく。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町西野中 (西野中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.6haである。
・70歳以上の農業者が耕作する面積は3.4haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(2.2ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(10.0ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町山岸 (山岸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1.8haである。
・70歳以上の農業者が耕作する面積は14.0haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(3.3ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(5.5ha)の
ほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町下野 (下野荒井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地はない。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は3.6haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(3.6ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(0ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町米納津 (米納津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.4haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は1.0haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.4ha)と、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(0.4ha)が同等で、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻等の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の農地の多くを1つの経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)
地域名 (地域内農業集落名)	坂井北部丘陵地 (安島・崎・梶・陣ヶ岡・覚善・嵩・加戸・滝谷・平山・池上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業就業人口は過去30年で約6割減少しているなか、65歳以上の割合は約7割となっており、農業者の高齢化及び後継者不足が進行している。

農業者が減少していることから、野菜の作付け面積が減少し、穀類(ソバ)の作付けが増加、そして管理休耕地が増加している。また、ナシ園は、植付けから40年以上経過し、高樹齢化が進んでおり、生産性低下が見られるため、改植等が急務となっている。

さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が坂井北部丘陵地にも拡大しており、その対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・丘陵地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。さらには、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。

・加戸地域の農地利用は、白ネギを生産する家族経営の認定農業者、春菊などを生産する家族経営の認定農業者、スイカなどを生産する5経営体や梨などを生産する4経営体などが担う。

・池上地域の農地利用は、イチゴを生産する農企業3経営体、野菜種苗を生産する農企業1経営体、芝を生産する農企業1経営体、酪農を営営する3経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。

・加戸、池上以外の嵩、平山、西谷などの地域の農地利用は、野菜苗を生産する農企業2経営体、トマトを生産する家族経営の認定農業者1経営体、ベビーリーフを生産する農企業1経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	275 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	275 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域若しくは、担い手が耕作する農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
丘陵地農業支援センターが中心となり、管理休耕となっている農地の所有者に対し、意向調査を行い、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地をあっせんしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
出し手あるいは受け手が農地中間管理事業を利用する意向がある場合は、積極的に事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業水利施設のストックマネジメントによる長寿命化を推進する。 「多面的機能支払制度」の推進と制度を有効活用し、農業用施設の維持管理に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また第三者継承を推進し、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生や農業系高校、さらには県立大学との人的繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業実施に向けた事業活用や独自事業創出に向けた検討を行う。
- ①圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。
- ①電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策の支援。
- ①農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。
- ⑧大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)
地域名 (地域内農業集落名)	三里浜砂丘地地区 (下野・黒目・米納津・山岸・西野中・沖野々・横越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三里浜砂丘地は、令和元年度に5名が新規就農するなど就農希望者が多い地区であるが、他地域同様、農業者の高齢化及び後継者不足が課題である。
さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が三里浜砂丘地にも拡大しており、その対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・山岸地域の農地利用は、ニンジン等を生産する認定農業者1経営体や生産者グループ1経営体、ミディトマト等を生産する認定新規就農者7経営体などが担う。
・黒目地域の農地利用は、コカブやメロン等を生産する認定農業者3経営体、ミディトマト等を生産する認定新規就農者2経営体などが担う。
・米納津地域の農地利用は、スイカやダイコン、コカブ等を生産する認定農業者5経営体、コカブ等を生産する1経営体などが担う。
・下野地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。また、沖野々地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	226 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	- ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
三里浜砂丘地農業支援センターが中心となり、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地を斡旋していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
0
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生との繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ スマート農業実施に向けた事業を活用する。
①圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。
電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策を行う。
農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。
⑧大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。